

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
石川県輪島市	新交通システムでつなぐ漆の里・生涯活躍のまちづくりプロジェクト	石川県輪島市	<p>輪島市版地方総合戦略の重点施策として、市街地において、高齢者等の移住促進や多世代交流拠点の設置、福祉サービスの提供など、多世代が健康でアクティブな生活を送る「生涯活躍のまちづくり(日本版CCRC)」の取り組みを目指す。</p> <p>伝統産業である漆器でまちを彩り、整備する多世代交流施設(温泉・飲食・ママ図書・ウエルネスなど)や福祉施設(サービス付き高齢者住宅、グループホーム)などは市街地に点在する空き家・空き地を利活用する。</p> <p>あわせて電動カートでつなぐ新交通システムの導入や青年海外協力経験者等の移住促進を図る。</p>	<p>高齢者や障害者、若者など多世代が交流する空き家を活用した拠点の創出は、地域住民や移住者などの多世代が集う場となるとともに、雇用創出や住民自治本来の地域活動に繋がる。</p> <p>併せて本年2月に「空き家対策特別措置法」が制定されたが、放置すれば迷惑危険施設となりかねない空き家を活用することで街なかの賑わい創出と、伝統工芸輪島塗が醸し出す街の風情を守ること繋げる。</p> <p>また、電動カートによる新たな地域交通としての可能性が期待されるほか、青年海外協力経験者等の新たな目線での魅力の掘り起こしによる国際観光都市が形成される。</p>	<p>計画地の建蔽率は70%となっているが、住宅密集地であるため敷地の面積が小さく、拠点施設として十分な1階の床面積を確保することが出来ない。</p> <p>拠点施設の計画敷地の敷地面積は約470㎡であり、1階の床面積は最大330㎡となる。</p> <p>拠点施設は大衆浴場、飲食店、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の複合施設であり、過去の事例から1階の床面積で400㎡以上が必要と考えられる。</p>	建築基準法第53条	<p>本計画地における建蔽率を90%に緩和することによって、輪島市中心部で取得可能な敷地の中で、最大限の面積を確保することが可能となり、輪島市における地方創生の中心となる施設を建設すること出来る。</p>
					<p>建築基準法施行令第119条の規定により、居室の床面積の合計が200㎡をこえる階は、両側に居室がある場合1600mm、その他の場合1200mmの廊下幅を確保しなければならない。</p> <p>しかし、在来工法の住宅は柱が910mmのモジュールで柱が配されてるため、古い木造住宅を用途変更する場合、廊下幅を上記の規定に適合させるためには建物の構造から作り直さなければならない可能性がある。</p>	建築基準法施行令第119条	<p>防火・避難上の一定の対策を講ずることによって、廊下幅に関する規定を免除する。</p> <p>それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用することができる。</p>
					<p>輪島市の中心市街地には幅員4m以下の道路が多く残っているが、このような道路は、建築基準法42条2項の規定より、道路中心線からの水平距離2mの線が道路の境界線とみなされる。(2項道路)</p> <p>2項道路に面する建築物の増改築を行う場合、建築基準法3条3項3号により道路とみなされる部分に既存建築物がある場合、その部分を除却しなければならない。</p>	建築基準法第42条	<p>防火・避難上の一定の対策を講ずることによって、道路境界線は既存のままとしながら、建築物の増改築を出来る様にする。</p> <p>それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用することができる。</p>
					<p>福祉関係施設は各室と廊下の間などの壁を準耐火構造の壁(防火上主要な間仕切壁)としなければならないため、既存の木造住宅を利用する場合、大規模な改修工事が必要となる可能性がある。</p>	建築基準法施行令第114条第2項	<p>防火・避難上の一定の対策を講ずることによって、防火上主要な間仕切壁の設置を免除する。</p> <p>それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用することができる。</p>